序章

1 都市計画マスタープランとは

本計画は、都市計画法第 18 条の 2 に基づく「市の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものである。

また、上位計画となる「第6次羽咋市総合計画」と、石川県が定める「羽咋都市計画 区域マスタープラン」(羽咋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)などに則し、本 市の将来都市像を実現するため、都市計画の総合的な理念・目標とこれを実現するため の個別具体の都市計画の方針を定めるものである。

1-1 都市計画マスタープランの見直しの必要性

(1)上位・関連計画の策定や見直し

- ●上位計画である「第6次羽咋市総合計画」の改定(令和3年3月)に伴い、本計画の 見直しを行う。
- ●現行計画の策定から約10年が経過しており、近年の本市の状況を踏まえ、本計画の見直しを行う。
- ●本計画と整合を図るため、関連計画である「羽咋市立地適正化計画」を改定(令和7年1月)する。

(2) 定住人口の確保と既存資源の有効活用

- ●本市では年々人口が減少する一方、高齢化率は上昇しており、少子・高齢社会への対応が求められている。人口減少は特に用途地域内において顕著であり、中心市街地の活性化と定住人口(特に若年世代)の確保が課題となっている。
- ●まちなかには空き家が多く存在しており、既存ストックや地域資源の有効活用が求められている。

(3) 災害に対する強靭なまちづくり

- ●令和6年能登半島地震による人や建築物、インフラなどへの甚大な被害や、集中豪雨による河川の氾濫被害など、自然災害が激甚化・頻発化している。本市は海岸線に市街地が展開し、また、市街地を羽咋川などの河川が貫流する地形であり、既存の防災に関する計画を踏まえ、ハード・ソフト両面において、災害に強いまちづくりの視点による計画づくりが必要である。
- ●道路や公園など既存の都市施設について、防災への活用なども踏まえた安全・安心なまちづくりの強化を行う必要がある。
- ●令和2年3月、本市では、安全・安心な地域社会の構築に向けた「羽咋市強靭化地域計画」を策定しており、この計画を踏まえたまちづくりに取り組む必要がある。

(4) 持続可能なまちづくり

- ●平成27年の国連サミットにおいて、国際社会共通の目標となる「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択されており、本市においてもSDGsの目標達成に向けた都市づくりを 進めていくことが必要である。
- ●気候変動や環境汚染などに対応したインフラ整備の推進など、世界規模で地球温暖化抑制に対する取り組みがなされており、都市づくりにおいても脱炭素社会の実現に向けた対策が必要である。
- ●平成23年、世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」の地域として、今後も良好な里山里海の保全に努めるとともに、これら地域資源の有効活用と地域住民が主体となったまちづくりへの更なる展開が必要である。

表-SDGs の 17 の目標

表-SDGs の 1 / の目標					
目標 1【貧困】	1 tes 小水中中小	あらゆる場所あらゆる形態の 貧困を終わらせる	目標10 【不平等】	10 APBOATE	国内及び各国家間の不平等を 是正する
目標 2 【飢餓】	2 fixe	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、 持続可能な農業を促進する	目標 11 【持続可能な 都市】	11 ###################################	包摂的で安全かつ強靱(レジ リエント)で持続可能な都市 及び人間居住を実現する
目標 3 【保健】	3 F478AE	あらゆる年齢のすべての人々 の健康的な生活を確保し、福 祉を促進する	目標 12 【持続可能な 消費と生産】	12 つ(8## つかうずぜ	持続可能な消費生産形態を確 保する
目標 4 【教育】	4 類の別い教育を あんなに	すべての人に包摂的かつ公平 な質の高い教育を確保し、生 涯学習の機会を促進する	目標 13 【気候変動】	13 条件宏雄に 具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減 するための緊急対策を講じる
目標 5 【ジェンダー】	5 %x>%-486	ジェンダー平等を達成し、す べての女性及び女児のエンパ ワーメントを行う	目標 14 【海洋資源】	14 montoss 955	持続可能な開発のために、海 洋・海洋資源を保全し、持続 可能な形で利用する
目標 6【水・衛生】	6 変やな水とトイル を世界中に	すべての人々の水と衛生の利 用可能性と持続可能な管理を 確保する	目標 15 【陸上資源】	15 ************************************	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標 7【エネルギー】	7 \$20,6-120,611	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	目標 16 【平和】	16 THEORE	持続可能な開発のための平和 で包摂的な社会を促進し、す べての人々に司法へのアクセ スを提供し、あらゆるレベル において効果的で説明責任の ある包摂的な制度を構築する
目標 8 【経済成長と 雇用】	8 82906	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	目標 17 【実施手段】	17 /GH3-Susta	持続可能な開発のための実施 手段を強化し、グローバル・ パートナーシップを活性化する
目標 9 【インフラ、産 業化、イノベ ーション】	9 溶液と性質の核の 表現をつくがう	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る			

(5) ニューノーマルに対応したまちづくり

●新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大は、経済、社会、生活など多方面に甚大な影響を及ぼした。今後も、住民の安全な生活を確保し、ライフスタイルや価値観の変化に対応するため、感染症をはじめとする様々な変化を想定し、ニューノーマル(新しい生活様式)に対応したまちづくりが必要である。

(6) デジタル化の急速な進展に対応したまちづくり

● I C T の進化やネットワーク化により、経済や社会のあり方や産業構造が急速に変化する新しい時代が到来する中、デジタル化の急速な進展に対応し、I C T を最大限に活用したまちづくりが必要である。

1-2 都市計画マスタープランの対象範囲

本計画は、都市計画に関する基本的な方針を示すものであり、土地利用や都市施設の整備方針など、主に都市計画分野に関する事項については都市計画区域を対象とし、自然環境の保全や景観形成の方針などについては市全域を対象とする。

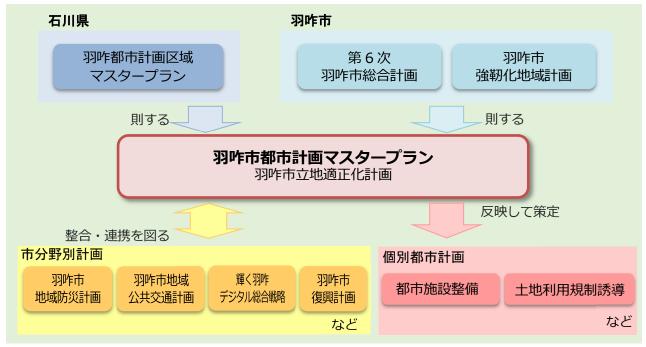
1-3 都市計画マスタープランの目標年次

●本計画に示す方針の目標年次は、直近の国勢調査(令和2年)を基準年とし、おおむね20年後(令和22年度)とする。

1-4 都市計画マスタープランの位置付け

本計画は、上位計画となる「第6次羽咋市総合計画」と、石川県が定める「羽咋都市計画区域マスタープラン」などに則するとともに、関連計画と整合・連携を図りながら、個別具体な都市計画の方針を示すものである。

図-羽咋市都市計画マスタープランの位置付け



2 都市計画マスタープランの構成

2-1 計画の構成

本計画は、全体構想と地域別構想で構成し、全体構想の分野別方針と地域別構想の相互補完により構築する。

【全体構想】

全体構想では、市全域を対象として本市の現況を整理したうえで、都市の課題、都市計画の基本理念、将来像を示すほか、土地利用、都市施設、都市環境や景観のあり方など、本市に関わる分野別の都市づくり方針を示す。

【地域別構想】

地域別構想では、地域区分を設定し、地域別の現況・課題を整理するとともに、将来 目標やまちづくり方針を示す。

図-羽咋市都市計画マスタープランの構成

I. 全体構想編

- ●羽咋市の現況
 - ・都市の現況把握
 - ・上位・関連計画の整理 など
- ●都市の課題
- ●都市の将来像
- 都市整備の方針
 - ・土地利用の方針
 - ・市街地整備の方針
 - ・都市施設整備の方針
 - 自然環境保全・都市環境形成の方針
 - ・都市景観形成の方針
 - ・都市防災の方針

Ⅱ. 地域別構想編

- ●地域区分の設定
 - ・滝港・気多大社周辺地域
 - ・柳田 IC 周辺・里山地域
 - 羽咋川北部地域
 - ・千里浜 IC 周辺・住宅地域
 - ・羽咋駅西・まちなか地域
 - · 羽咋駅東· 文教地域
 - ·国道 415 号沿道地域
 - ·国道 159 号羽咋道路沿道地域
 - · 南羽咋駅周辺地域

●地域別のまちづくりの方針

○○地域

- ・問題と課題
- ・地域の将来像
- ・地域の整備方針
 - →土地利用の方針、 都市施設の方針など

3 都市計画マスタープランの策定体制

時代の潮流や地域の実情に応じて本計画の見直しを行うため、庁内ワーキング会議を 開催するとともに、有識者、市民代表、関係機関などから構成される策定委員会を設置 し、検討を行うものとする。

なお、本計画の策定にあたっては、パブリックコメントなどを実施し、住民意向の反映に努めながら、下記の体制で検討を進めるものとする。

図-都市計画マスタープランの策定体制

